

【悪魔】 私立大学の教員が、個人のブログで書いていたことが問題だとして、大学にずいぶん抗議の電話があったようです。学長名で謝罪文が掲載されたことにも賛否両論あるようですよ。大学が謝罪することがどうして問題なのですか？ 組織の構成員が問題のある行動をしたときに、組織の代表者が世間に対して謝罪することは当たり前でしょうか？

【天使】 それは逆だ。教員が個人的に開設していたブログ内の表現については、あくまで書いた本人が責任を負うべきもので、大学は厳正に中立の立場を貫くことが望ましい。それを大学が謝罪文を大学のホームページに掲載することとは、個人の言論の自由に対して所属組織が独自の見解で介入した、という意味を含むものだから、かなり問題がある可能性がある。

【悪魔】 それにしたって、書かれていた中身が問題でしょう。現物はもう削除されているようですが、殺人事件の被害者や遺族を揶揄したり、法律違反の行動をしたと堂々と書いたり、特定の地域や人を侮辱したり、といったような、

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第16話

教員の言論と 大学の責任

あきれられるようなものだったと聞いていますよ。

【天使】 具体的に書かれていた内容がどのようなものであったとしても、特定の言論が事前に関与されたり、言論のみを理由にして規制の対象となることであってはならない。個々の表現が他人の名誉を毀損したり業務を妨害したりしたというのであれば、個々の被害者がそれぞれ法的救済を求めべきであるし、法律違反の事実が認められるのであれば、捜査機関が適切に対処し、必要に応じて検挙すれば足りる。いずれにしても、電話での抗議を多数受けた大学が早々に謝罪文を出した、という点が問題なのだ。これは、個人の言論に対して一部の者が所属機関に対して社会的な圧力をかけ、所属機関がその圧力に屈したことを意味しており、言論の自由にとっては相当危うい状況と言える。

【悪魔】 でも、個人のブログといっても、大学名や職名を公開していたようですから、大学に何の責任もない、ということはないんじゃないでしょうか？ 民法の規定（七一五条）の解釈でも、外形的に職務上の行為のように見えると

きは、職務外の行為についても所属機関が責任を負う、とされているんでしょう？

【天使】

それは、被用者の不法行為が認定された場合に、当該不法行為の被害者に対して使用者が損害賠償責任を連帯して負う、という話だ。今回、大学に対して電話した者の大半は、第三者としての立場で抗議をしているようだから、不法行為の被害者にそもそも該当しない。

また、被害者に対してであつても、確実に不法行為の事実が認められた後でなければ、所属機関の法的責任は発生しないから、被用者から十分事情を聴取した後でない限り、所属機関が前面に出てくることは極力控えられるべきだ。

【悪魔】

事実認定、と言つても、今回の件では、本当に本人が書いたものかどうか確認すれば十分なんじゃありませんか？ あと、電話で抗議した人たちは、社会的地位や権威を持っている教員の無軌道な言論に対して、監督者である大学としての良識的対応を示せ、と言っているだけで、自分に損害賠償払え、と言っているわけではないでしょう。法的な責任が裁判所で



認定されない限り、何をやっても構わない、というのには、健全な社会を壊す考え方だと思えますけど、その意味では、私は、今回の大学の対応は、世間一般に対して市民として不快な思いをさせたことに対する、所属機関としてのごく常識的な姿勢を示したような気がするんですが。

【天使】

その「常識的」な対応が所属機関のとるべき法的な対処としては問題がある、と言っているのだ。大学が慎重に調査する姿勢を示したところで、別に教員の言動すべてが肯定されるわけではない。その点を混同して大学に対して圧力をかけようとする一般人の法感覚の低さについては、嘆わしいの一言に尽きる。

【悪魔】

裁判所で法的責任が認定される場合の手續や要件に関する議論と、通常の社会生活の中で不必要な紛争を生じさせないために、社会的に適正かつ常識的な行動が要請されるという議論とは、全然違うんじゃないですか。大学や大学教員にそれなりの品位と常識とを求め、という素朴な市民からの要望は、そんなに法的におかしなものなんですかねえ。